

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について』（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」
(平成 15 年医政指発第 1009001 号) 別添 1
- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号) 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人における事業報告書等の様式について」
(平成 19 年医政指発第 0330003 号) 別添 3
- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」
(平成 29 年医政支発 0217 第 3 号) 別添 4

第3 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、認定医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添1 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成15年厚生労働省告示第147号) <u>第一条</u> 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>次に掲げる収入金額</u>の合計額が、<u>医療保健業務に係る収入金額</u>(<u>7に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。</u>)の100分の80を超えること。	別添1 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成15年厚生労働省告示第147号) 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)</u>に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。))の場合に限る。))を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。))に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。))、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生

<u>(1) 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。))に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。))を含む。))</u>	労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。))に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。))、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。))並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、<u>全収入金額</u>の100分の80を超えること。 <u>(新設)</u>
--	--

<u>(2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>（新設）</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費</u>	<u>（新設）</u>

<u>等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額</u>	
<u>(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの</u>	<u>（新設）</u>
ロ（略）	ロ（略）
ハ <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u>	ハ <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u>
ニ（略）	ニ（略）
二（略）	二（略）
<u>第二条 前条第1号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。</u>	<u>（新設）</u>

別添2 租税特別措置法施行令第39条の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 申請者名 住 所 租税特別措置法施行令第39条の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。 記 1 <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。</u>	別添2 租税特別措置法施行令第39条の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 申請者名 住 所 租税特別措置法施行令第39条の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。 記 1 <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成2</u>
--	---

<u>(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）</u> <u>(2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進</u>	<u>9年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
---	---

<u>事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u> <u>(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額</u> <u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えときは、50万円を限度とする。）</u> <u>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u> <u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
---	---

<u>(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの</u> <u>※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。</u> 2（略） 3 <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 2（略） 3 <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日
--	---

厚生労働大臣 印

厚生労働大臣 印

○「租税特別措置法施行令第39条の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

改 正 後					
					付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 医療保健業務による収入金額の明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）					
○ 本末業務に係る収入金額の明細					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
		社会保険診療			
労災保険診療					
健康診査					
予防接種					
助産					
介護事業					
障害福祉事業					
補助金等					
自由診療等					
合計		社会保険診療			
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			①	100%

改 正 前						
					付表1	
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類						
申請者名 _____						
住 所 _____						
以下のとおり相違ありません。						
1 診療収入の明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）						
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合	
	社会保険診療	円	円	円	%	
	労災保険診療					
	健康診査					
	予防接種					
	助産					
	介護事業					
	障害福祉事業					
	自由診療等					
		社会保険診療				
		労災保険診療				
健康診査						
予防接種						
助産						
介護事業						
障害福祉事業						
自由診療等						
		社会保険診療				
		労災保険診療				
	健康診査					
	予防接種					
	助産					
	介護事業					
	障害福祉事業					
	自由診療等					
	合計	社会保険診療				
		労災保険診療				
健康診査						
予防接種						
助産						
介護事業						
障害福祉事業						
自由診療等						
計						

改 正 後					
○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細					
施設名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
		社会保険診療			
労災保険診療					
健康診査					
予防接種					
助産					
介護事業					
障害福祉事業					
補助金等					
自由診療等					
合計		社会保険診療			
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			②	100%
○ 本末業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の 合計金額の明細					
	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	④ %
	労災保険診療			⑤ 円	⑥ %
	健康診査			⑦ 円	⑧ %
	予防接種			⑨ 円	⑩ %
	計			⑪ 円	⑫ %

改 正 前				
合計	社会保険診療			⑬ 円
	労災保険診療			⑭ 円
	健康診査			⑮ 円
	予防接種			⑯ 円
	助産			⑰ 円
	介護事業			⑱ 円
	障害福祉事業			⑲ 円
	自由診療等			⑳ 円
	計			㉑ 円
	100%			

改 正 後					
	助産		⑦		
	介護事業		⑧		
	医療福祉事業		⑨		
	補助事業		⑩		
	自由診療等		⑪		
	計		100%		
(記載上の注意事項) (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について、 <u>本事業と附帯業務を区別したうえで</u> 、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の <u>本事業事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。</u> (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び③の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。					
○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細					
医療保健業務以外の業務を行う施設名等		医療保健業務以外の業務に係る収入金額			
合計		②	③		
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法		円	私立学校教職員共済法		円
船員保険法		円	学校保健安全法		円
国民健康保険法		円	母子保健法		円
国家公務員共済組合法		円	労働安全衛生法		円
地方公務員等共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律		円
計		円	計		円
		健康診査に係る診療収入合計		④	円
(記載上の注意事項) ○ ⑤が④と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種		円	麻疹		円
臨時接種		円	風しん		円
		円	インフルエンザ		円
		円	おたふくかぜ		円
計		円	計		円
		予防接種に係る収入合計		⑥	円
(記載上の注意事項) ○ ⑥が⑦と一致すること。					

改 正 前					
(記載上の注意事項) (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。 (2) 収入金額計①～⑤の合計額が、 <u>損益計算書の本事業事業損益及び附帯業務事業損益にかかわる事業収益の合計額と一致すること。</u>					
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法		円	私立学校教職員共済法		円
船員保険法		円	学校保健安全法		円
国民健康保険法		円	母子保健法		円
国家公務員共済組合法		円	労働安全衛生法		円
地方公務員等共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律		円
計		円	計		円
		健康診査に係る診療収入合計		⑤	円
(記載上の注意事項) ○ ③が⑤と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種		円	麻疹		円
臨時接種		円	風しん		円
		円	インフルエンザ		円
		円	おたふくかぜ		円
計		円	計		円
		予防接種に係る収入合計		④	円
(記載上の注意事項) ○ ④が④と一致すること。					

改 正 後					
6 助産に係る診療収入の証明					
	分娩件数	助産に係る収入金額			
自由診療のうち助産に係る収入	②	件	④		
分娩件数(②)×50万円			⑤		
(記載上の注意事項) ○ ⑦が②又は③の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。					
添付資料 ○ 診療報酬規程					
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明					
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外			
居宅サービス事業		円	居宅サービス事業		円
地域密着型サービス事業		円	地域密着型サービス事業		円
介護予防サービス事業		円	介護予防サービス事業		円
地域密着型介護予防サービス事業		円			
計		円	計		円
		介護事業に係る収入合計		⑧	円
(記載上の注意事項) ○ ⑧が⑧と一致すること。					
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法			
介護給付費		円	障害児通所給付費		円
特例介護給付費		円	特例障害児通所給付費		円
訓練等給付費		円	障害児入所給付費		円
特例訓練等給付費		円	特定入所障害児食費等給付費		円
特定障害者特別給付費		円	障害児相談支援給付費		円
特例特定障害者特別給付費		円	特例障害児相談支援給付費		円
地域相談支援給付費		円			
特例地域相談支援給付費		円			
計画相談支援給付費		円			
特例計画相談支援給付費		円			
基準該当療養介護医療費		円			
地域生活支援事業		円			
計		円	計		円
		障害福祉事業に係る収入合計		⑨	円
(記載上の注意事項) ○ ⑨が⑨と一致すること。					

改 正 前					
6 助産に係る診療収入の証明					
	分娩件数	助産に係る収入金額			
自由診療のうち助産に係る収入	⑤	件	⑩		
分娩件数(⑤)×50万円			⑪		
(記載上の注意事項) ○ ⑥が⑤又は⑥の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。					
添付資料 ○ 診療報酬規程					
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明					
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外			
居宅サービス事業		円	居宅サービス事業		円
地域密着型サービス事業		円	地域密着型サービス事業		円
介護予防サービス事業		円	介護予防サービス事業		円
地域密着型介護予防サービス事業		円			
計		円	計		円
		介護事業に係る収入合計		⑨	円
(記載上の注意事項) ○ ⑥が⑥と一致すること。					
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法			
介護給付費		円	障害児通所給付費		円
特例介護給付費		円	特例障害児通所給付費		円
訓練等給付費		円	障害児入所給付費		円
特例訓練等給付費		円	特定入所障害児食費等給付費		円
特定障害者特別給付費		円	障害児相談支援給付費		円
特例特定障害者特別給付費		円	特例障害児相談支援給付費		円
地域相談支援給付費		円			
特例地域相談支援給付費		円			
計画相談支援給付費		円			
特例計画相談支援給付費		円			
基準該当療養介護医療費		円			
地域生活支援事業		円			
計		円	計		円
		障害福祉事業に係る収入合計		⑩	円
(記載上の注意事項) ○ ⑦が⑨と一致すること。					

改正後

9 補助金等に係る収入の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
会社	監 理

(記載上の注意事項)
○ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
○ ⑩が②と一致すること。

添付書類
(略)

改正前

添付書類
(略)

改正後

付表2

証明願記3に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細(自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合 計	①	②	%

(記載上の注意事項)
① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の**本来業務に係る収入金額及び費用の額**について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
② **本来業務に係る収入金額の合計①**が、損益計算書の**本来業務事業損益に係る事業収益の金額**と一致すること。
③ **本来業務に係る費用の額の合計②**が、損益計算書の**本来業務事業損益に係る事業費用の金額**と一致すること。

添付書類
(略)

改正前

付表2

証明願記3に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細(自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等	医療診療により収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①/②
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用(投薬費を含む)	合計	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	①			②	%

(記載上の注意事項)
① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の**診療**について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
② **医療診療により収入する金額合計①**が、損益計算書の**「医業収益」の合計額**と一致すること。
③ **患者のために直接必要な経費の額合計②**が、損益計算書の**「医業費用」の合計額**と一致すること。

添付書類
(略)